

令和8年度 城東区社協広報紙「城東区社協だよりゆうゆう」制作業務仕様書

1. 品名	城東区社協だより「ゆうゆう」(第112~115号)
2. 発行者	社会福祉法人 大阪市城東区社会福祉協議会 大阪市城東区中央2-11-16 TEL 06-6936-1153
3. 業務内容	<p>城東区広報紙「城東区社協だより ゆうゆう」の制作（編集・印刷）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入稿、校正、発行までの工程表の提出（スケジュール変更を求める場合有） ・城東区社協が提供する原稿（ワードデータ、写真等）をもとに編集を行う。 ・指定原稿の紙面レイアウト ・カットの作成 ・デザイン、イラストレイアウト ・文字、デザイン、レイアウトの校正（発行ごとに4回 必要であればそれ以上行う。） ・校了データの提出（※文字の読み取りができるもの） ・広報紙の納品（ポスティング会社および本会）
4. サイズ・形式・用紙 発行回数 及び発行日	<ul style="list-style-type: none"> ・タブロイド版 4ページ 4色刷（両面カラー） マットコートD版<57> ・年4回発行（予定） <ul style="list-style-type: none"> 令和8年 4月 1日発行 第112号（4ページ） 令和8年 7月 1日発行 第113号（4ページ） 令和8年10月 1日発行 第114号（4ページ） 令和9年 1月 1日発行 第115号（4ページ）
5. 発行部数	1回 94,870部（予定期数） ポスティング会社納品部数 92,470部 *会社納品分は、4P→4折 区社協納品部数 2,400部 *区社協納品分は、4P→4折
6. ホームページ対応	作成後、HP・フェイスブック用にPDFファイルとJPEGファイルを納品すること ※PDF・JPEGファイルは文字の読み取りができるものとする
7. 支払	発行ごとに振込
8. 契約違反	印刷の出来栄え、納品期日、その他契約に指定したとおりに行われなかつたと事務局が認めた場合は、支払価格の全部または一部を減額し、もしくは即時に契約を解除することがある。
9. その他	<ul style="list-style-type: none"> (1) 制作業務に係るすべての成果品（記事、地図、イラスト、ロゴ等）の著作権法第21条から28条までに規定する権利は城東区社協に帰属する。また、成果品は城東区社協が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。 (2) 本会が当該事業者の業務遂行が良好であると判断した場合には、令和9年度も事業委託を更新する。
10. 資格・条件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する指令第167条の4の規定に該当しない者。 (2) 大阪市暴力団等排除設置要綱に基づく入札等除外処置を受けていないこと。
11. 特記事項	大阪市暴力団排除借置要綱を遵守すること。